

沼津市盛土等の規制に関する条例の一部改正について

沼津市盛土等の規制に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 6 月 5 日提出

沼津市長 頼 重 秀 一

沼津市盛土等の規制に関する条例の一部を改正する条例

沼津市盛土等の規制に関する条例（令和 5 年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 号を次のように改める。

- (2) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第 191号）第12条第 1 項又は第 30条第 1 項の許可を受けなければならない事業

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に行われた事業に対する同日以後の沼津市盛土等の規制に関する条例の規定の適用については、なお従前の例による。

「提案理由」

宅地造成及び特定盛土等規制法の規定による静岡県知事の規制区域の指定に伴い、適用除外に係る規定を改めるものである。